

**「としまアンダーハイウェイ・デザインコンペ」  
質疑回答書**

質疑に関して、下記のとおり回答いたします。

質疑No.	質問内容	回答
No.1	既存の高架(柱や梁、天井等)に塗装することは可能でしょうか。	構造物に過度の負荷をかけない範囲で可能であることを前提としてご提案ください。
No.2	既存の高架下に建築物を建築することは可能でしょうか。	道路用地ではない場合には、場所によっては可能であることを前提としてご提案ください。現実にはその場所の所有者・管理者との協議調整が必要であり、実現の可能性が見込めない場合もあることをご承知おきください。
No.3	提案箇所に対してのアプローチとして横断歩道を新設することは可能でしょうか。	提案の骨子にかかわるものであればご提案ください。場所によっては道路管理者および警察との協議が必要となります。
No.4	既存の高架に対して装飾物等を付加することは可能でしょうか。	構造物に過度の負荷をかけない範囲で可能であることを前提としてご提案ください。
No.5	Cエリアの既存建築物を改修することは可能でしょうか。(外装塗装や外壁素材の変更、内装まで変更可能か等)	現行の建築物が取得している道路占有許可の範囲であれば、修繕および模様替えは可能である、ということをご提案してください。
No.6	対象エリア内の舗装仕上を変更・交換することは可能でしょうか。	もし実施される場合には道路管理者等との協議は必要となりますが、実現できればどのような効果が見込めるかということをご提案ください。
No.7	事業化された場合、運営・管理は豊島区が行うものと考えて宜しいでしょうか。	管理運営は提案された内容に即して適切な主体が行うものとなるという前提でご提案ください。
No.8	事業化される場合の事業予算等をご教示頂けますか。	今回はアイデアを募るコンペですので、予算は特にありません。
No.9	対象エリアは防火地域でよろしいですか。	都市計画指定を調査の上適宜判断してください。
No.10	車道、歩道も計画範囲に含めることは可能でしょうか。また、その範囲は計画案(常設・仮設)にかかわらず固定でしょうか。	道路は道路用地として使用されておりますので、その前提で可能と考えられる範囲でご提案ください。
No.11	高速道路側面・高速道路上空を高架下から連続した形態として利用することは可能でしょうか。	構造物に過度の負荷をかけない範囲で可能であることを前提としてご提案ください。
No.12	高架天井に本計画案を接触させる(貼り付ける、吊るす など)ことは可能でしょうか。	構造物に過度の負荷をかけない範囲で可能であることを前提としてご提案ください。
No.13	「既存の建築物の撤去は不可」とありますが、撤去可能な範囲があれば教えて下さい。(例えば、エリアCの建物の構造以外の壁・屋根など)	現行の建築物が取得している道路占有許可の範囲であれば、修繕および模様替えは可能である、ということをご提案してください。
No.14	「既存の構築物の撤去は不可」とありますが、本コンペにおいて撤去できない構造物の定義を教えてください。(例えば、既存駐車場のフェンスなどは撤去可能かどうか)	機能を失わない範囲での修繕・模様替えあるいは形状等の変更に相当すると考えられる範囲であれば可能であるという前提でご提案ください。
No.15	エリアCの既存テナントに立ち退きを要求するような計画は可能でしょうか。	立ち退きは不可能であるという前提でご提案ください。
No.16	高架下やその両脇の道路に共同溝は入っていますでしょうか。	高速道路下の都道435号線は無電柱化されていますので、それに伴う電線共同溝は設置されているという前提でご提案ください。